## 備前市区会等補助金に関する注意事項(令和4年度)

## 1 趣 旨

備前市区会等補助金は、備前市補助金等交付規則にもとづき、市内における区会、町内会等の活動を支援し、市民生活の向上と市政の活発な運営に資することを目的として、各種事業を行う区会、町内会等に対し、予算の範囲内において補助金を交付しますが、その交付に関する注意事項について定めるものとします。

## 2 補助対象の事業

- (1) 地域組織の維持及び運営に関する活動
- (2) 地域の防災、福祉、環境、体育並びに教育及び文化等に関する活動
- (3) その他目的を達するために必要な活動
- 3 補助の対象とならない経費
- (1) 構成員に対する報酬、謝礼等
- (2) 広告費
- (3) 交際費、慶弔費(香典等)、政治的活動経費
- (4) 飲食費(酒類及びノンアルコール等)
- (5) 懇親会費(新年会、忘年会、反省会等)
- (6) 研修を目的としない旅費
- (7) 負担金及び助成金(他団体への再補助のことです。)
- (8) 寄附金・募金・協賛金・成人等祝い金
- (9) 消防団への経費 (地域が行う防災に関わる経費は対象となります。)
- (10) 積立金・出資金・貸付金
- (11) 租税公課(市税分が対象外)
- (12) 市が交付した他の補助金(重複部分)
- (13) 領収書で確認できない経費
- (14) その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

## ※財政課が策定した「補助金等の見直しに係る指針(R3年3月)」に基づいて記載しています。

これからも、引き続き区会町内会活動に有効に補助金が活用されることをお願い致します。